

医 第 1643 号 の 5
令和 3 年 3 月 15 日

新 潟 大 学 長	様
日本歯科大学新潟生命歯学部 長	様
新 潟 薬 科 大 学 長	様
長 岡 技 術 科 学 大 学 長	様
長 岡 工 業 高 等 専 門 学 校 長	様
新 潟 工 科 大 学 長	様
上 越 教 育 大 学 長	様
新 潟 県 立 看 護 大 学 長	様
新 潟 医 療 福 祉 大 学 長	様
新 潟 医 療 技 術 専 門 学 校 長	様

新潟県福祉保健部長
(公 印 省 略)

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第 16 条第 1 項に
規定する知事指定薬物の新規指定について（通知）

日頃、県の薬事行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。
本日、新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成 26 年新潟県条例第 88 号）
第 16 条第 1 項に規定する知事指定薬物として、新たに 5 物質を指定し、別紙の
とおり告示しましたので、御了知の上、学部（学科）関係者に周知願います。

担当：医務薬事課薬事指導係 滝川 TEL：025-280-5188 FAX：025-280-5641





発 行 新 潟 県

号 外 1

令和3年3月15日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

267 知事指定薬物の指定(医務薬事課)

告 示

◎新潟県告示第267号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和3年3月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-(1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド(通称名: ADB-BUTINACA)及びその塩類
- (2) 1-[1-(3-フルオロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン(通称名: 3F-PCP、3-Fluoro-PCP)及びその塩類
- (3) 3-{2-[エチル(プロピル)アミノ]エチル}-1H-インドール-4-イル=アセテート(通称名: 4-AcO-EPT)及びその塩類
- (4) エチル=(R)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(R)-ピペリジン-2-イル]アセテート、エチル=(S)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(S)-ピペリジン-2-イル]アセテート(通称名: threo-4-Fluoroethylphenidate)及びそれらの塩類
- (5) エチル=(R)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(S)-ピペリジン-2-イル]アセテート、エチル=(S)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(R)-ピペリジン-2-イル]アセテート(通称名: erythro-4-Fluoroethylphenidate)及びそれらの塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和3年3月16日